

公有地売却公告書

下記の公有地を一般競争入札により売却します。

記

1. 売却物件

物件番号	所在地	地目	数量(㎡)	用途地域	最低売却価格
物件1	小浜市平野20号4番5 他3筆	雑種地	2,432	用途指定なし	16,268千円
物件2	小浜市高塚8号1番14 A区画	宅地	158.74	用途指定なし	3,262千円
物件3	小浜市高塚8号1番14 B区画	宅地	303.64	用途指定なし	6,239千円
物件4	小浜市水取4丁目401番11	宅地	1,349.48	第一種住居地域	29,981千円

2. 競争参加に必要な資格

次の項目に該当しない方であれば、どなたでも参加できます。

- ・地方自治法施行令第167条の4に規定する者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団および同法第2条第6号に規定する暴力団員等
- ・小浜市の職員で、本件に関する事務に従事する者
- ・入札参加資格誓約書を提出しない者

3. 入札要領および契約条項を示す場所

小浜市大手町6番3号 小浜市役所 3階 財政課

4. 入札場所

小浜市大手町6番3号 小浜市役所 3階 財政課

5. 入札期間

平成28年1月4日（月）8時30分から1月14日（木）17時15分まで
※郵送による入札可能（ただし、期間内必着とします）

6. 開札の日時および場所

平成28年1月15日（金）10時00分から
小浜市大手町6番3号 小浜市役所 4階 入札室

7. 入札の無効

競争入札参加に必要な資格を有しない者の入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

8. 条件

(1) 基本的に5年間は土地の転売、権利の設定はできません。

ただし、住宅ローンのための抵当権の設定は可能です。また、あらかじめ市および土地開発公社の承認を得れば、次のような理由による所有権移転、権利設定は可能です。

- ・分譲業者が住宅を建設し、分譲する場合
 - ・相続、転勤などの事情による場合
 - ・配偶者や子供の住宅敷地として使用貸借しようとする場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所等の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転しまたは売買物件を第三者に貸すことを禁止します。

9. 契約の締結

落札者は、落札の日から7日以内(期限が祝日の場合はその前の平日まで)に契約を締結してください。

10. 契約書作成の要否および代金の支払い

契約書の作成を要し、代金は契約締結の日から30日以内（期限が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日まで）に納めていただきます。

11. その他

契約を締結した者については、その契約内容（所在地、区分、数量、契約年月日、個人・法人の別）は、公開の対象となります。ただし、契約金額については、同意を得たうえで公開することになります。

以上公告する。

平成27年12月25日

小浜市長 松崎 晃治